

第六条 事業者は、妊娠と診断された女性の放射線業務従事者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間（以下「妊娠中」といいう。）につき次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようしなければならない。

一 内部被ばくによる実効線量については、一ミリシーベルト

二 腹部表面に受ける等価線量については、二ミリシーベルト

三 皮膚に受ける等価線量については、一ペルト

前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。

第七条の二 前条第一項の場合において、厚生労働大臣は、当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量について同条第二項の規定によることが困難であると認めたときは、同項の規定にかかわらず、当該緊急作業に從事する間に受ける実効線量の限度の値（二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内に限る。以下「特例緊急被ばく限度」という。）を別に定めるものとする。

（緊急作業時における被ばく限度）

第七条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、直ちに、特別緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定めることとする。

前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣は、直ちに、特別緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定めることができる。

（緊急作業時における被ばく限度）

第七条 事業者は、第四十二条第一項各号のいずれかに該当する事故が発生し、同項の区域が生じた場合における放射線による労働者の健康障害を防止するための応急の作業（以下「緊急作業」という。）を行ふときは、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の放射線業務従事者については、第四条第一項及び第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けさせることができる。

前項の場合において、当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようしなければならない。

一 実効線量については、百ミリシーベルト

二 眼の水晶体に受ける等価線量については、一ペルト

三 百ミリシーベルト

前項の規定は、放射線業務従事者以外の男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性の労働者で、緊急作業に従事するものについて準用する。

第七条の三 事業者は、原災法第八条第三項に規定する原子力防災要員、原災法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者（第五十二条の九において「原子力防災要員等」という。）以外の者については、特例緊急作業に従事させてはならない。

第四条 事業者は、緊急作業の一一部を請負人に請け負ったときは、当該請負人に對し、当該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性については、第四条第三項及び第五条第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けることができる旨を周知させなければならない。

前項の場合において、事業者は、同項の請負人に對し、同項の緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性が当該緊急作業に従事する間に受ける線量は、第二項各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようしなければならない。

（特例緊急被ばく限度）

第七条の二 前条第一項の場合において、厚生労働大臣は、当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量について同条第二項の規定によることが困難であると認めたときは、同項の規定にかかわらず、当該緊急作業に從事する間に受ける実効線量の限度の値（二百五十ミリシーベルトを超えない範囲内に限る。以下「特例緊急被ばく限度」という。）を別に定めることができる。

（特例緊急被ばく限度）

第七条 事業者は、特例緊急作業従事者について、当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするよう努めなければならない。

事業者は、特例緊急作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、当該特例緊急作業に従事する間に受ける実効線量は、当該特例緊急作業に係る特例緊急被ばく限度を超えないようする必要がある旨及び当該特例緊急作業に係る事故の状況に応じ、放射線を受けることをできるだけ少なくするよう努める必要がある旨を周知させなければならない。

（線量の測定）

第八条 事業者は、放射線業務従事者、緊急作業に従事する労働者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量及び七十マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するにあつては、当該外部被ばくによる線量を算定するためには適切と認められるものについて行うものとする。

第七条の三 事業者は、原災法第八条第三項に規定する原子力防災要員、原災法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同条第三項に規定する副原子力防災管理者（第五十二条の九において「原子力防災要員等」という。）以外の者については、特例緊急作業に従事させてはならない。

前項の場合は、當該請負人に對し、當該緊急作業に従事する男性及び妊娠する可能性がないと診断された女性については、第四条第三項及び第五条第二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する限度を超えて放射線を受けることができる旨を周知させなければならない。

（特例緊急被ばく限度）

第七条の二 前条第一項の場合において、厚生労働大臣は、当該緊急作業に係る事故の状況その他の事情を勘案し、直ちに、特別緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定めることとする。

前項の規定による内部被ばくによる線量の測定は、当該緊急被ばく限度を別に定めた場合には、当該特例緊急作業（以下「特例緊急作業」という。）に従事する者（次条において「特例緊急作業従事者」という。）が受けた線量、当該特例緊急作業に係る事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定により特別緊急被ばく限度を別に定めたときは、當該特別緊急作業及び當該特別緊急被ばく限度を告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

（特例緊急被ばく限度）

第七条 事業者は、管理区域内における放射線業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入りの作業（以下この項及び次項において「管理区域内における放射線測定器を用いてこれを測定するためには適切と認められるものについて行うもの」とする。）の一部を請負人に請け負わせるときは、當該請負人に對し、當該管理区域内放射線業務等に従事する者が管理区域内において受けた外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を、第二項から第五項までに

定めるところにより測定する必要がある旨を周知させなければならない。

事業者は、管理区域内放射線業務等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、第三項ただし書の場合を除き、管理区域内において放射線測定器を装着する必要がある旨を周知させなければならない。

第九条 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量當量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者による線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

事業者は、前条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

二 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性（五年間において、実効線量が一年間ににつき二十ミリシーベルトを超えたことのないものに限り、次号に掲げるものを除く。）の実効線量の三月ごと及び一年ごとの合計

三 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性（妊娠する可能性がないと診断されたもののを除く。）の実効線量の一月ごと、三年ごと及び一年ごとの合計

四 妊娠する可能性がないと診断された女性（妊娠中の女性の内部被ばくによる実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計）

3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、放射線業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、周知せなければならない。

第三章 外部放射線の防護

（照射筒等）

第十一条 事業者は、エックス線装置（エックス線を発生させる装置で、令別表第二第二号の装置以外のものをいう。以下同じ。）のうち令第十三条第三項第二十二号に掲げるエックス線装置（以下「特定エックス線装置」という。）を使用するときは、利用線錐の放射角がその使用の目的を達するために必要な角度を超えないようにするための照射筒又はしほりを用いなければならない。

事業者は、前項の照射筒及びしほりについては、厚生労働大臣が定める規格を具備するものとしなければならない。（ろ過板）

第十二条 事業者は、特定エックス線装置を使用するときは、ろ過板を用いなければならない。

ただし、作業の性質上軟線を利用しなければならない場合又は労働者が軟線を受けるおそれがない場合には、この限りでない。

（間接撮影時の措置）

第十三条 事業者は、特定エックス線装置を用いて間接撮影を行うときは、次の措置を講じなければならない。

一 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、エックス線照射野が受像面を超えないようにすること。

二 胸部集検用間接撮影エックス線装置及び医療用以外（以下「工業用等」という。）の特定エックス線装置については、受像器の一次防護遮へい体は、装置の接触可能表面から十センチメートルの距離における自由空気中の空気力マーケ（次号において「空気カーマ」という。）が一回の照射につき一・〇マイクロ

その遮へい物から十センチメートルの距離における空気カーマが一回の照射につき一・〇マイクログレイ以下になるようにすること。

前項の規定にかわらず、事業者は、次の各号に掲げる措置を講ずることを要しない。

（一号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

2 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（二号の措置）

一 医療用の特定エックス線装置について、照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離（以下この号及び次号第二項第三号において「交点間距離」という。）の和がそれぞれ利用するエックス線管焦点受像器間距離の三パーセントを超えて、かつ、これらの交点間距離の総和を超えず、かつ、これらが交点間距離の総和四パーセントを超えないとき。

（三号の措置）

一 第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合

二 間接撮影の作業に従事する労働者が、照射時間において、第三条の二第一項に規定する場所に容易に退避できる場合

三 第十五条第一項ただし書の規定により、特定エックス線装置を放射線装置室以外の場所で使用する場合

四 間接撮影の作業に従事する労働者が、照射時間において、第三条の二第一項に規定する場所に容易に退避できる場合

五 透視時の最大受像面を二・〇センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気力マ率が、医療用の特定エックス線装置については当該部分の接触可能表面から十センチメートルの距離において一五〇マイクログレイ毎時以下、工業用等の特定エックス線装置についてはエックス線管の焦点から一メートルの距離において一七・四マイクログレイ毎時以下になるようにすること。

（四号の措置）

一 医療用の特定エックス線装置について、照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離（以下この号及び次号第二項第三号において「交点間距離」という。）の和がそれぞれ利用するエックス線管焦点受像器間距離の三パーセントを超えて、かつ、これらの交点間距離の総和を超えず、かつ、これらが交点間距離の総和四パーセントを超えないとき。

（五号の措置）

一 医療用の特定エックス線装置について、照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離（以下この号及び次号第二項第三号において「交点間距離」という。）の和がそれぞれ利用するエックス線管焦点受像器間距離の三パーセントを超えて、かつ、これらの交点間距離の総和を超えず、かつ、これらが交点間距離の総和四パーセントを超えないとき。

（六号の措置）

一 医療用の特定エックス線装置について、透視時間を積算することができ、かつ、透視中に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることを要しない。

前項の規定にかわらず、事業者は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることを要しない。

一 医療用の特定エックス線装置について、透視時間において、一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマーを設ける場合

二 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（七号の措置）

一 医療用の特定エックス線装置について、照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線における交点間距離の和がそれぞれ利用するエックス線管焦点受像器間距離の三パーセントを超えて、かつ、これらの交点間距離の総和が利用するエックス線管焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。

（八号の措置）

一 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、エックス線照射野が受像面を超えないようにすること。

二 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、エックス線照射野が受像面を超えないようにすること。

四 利用線錐中の受像器を通過したエックス線の空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）が、医療用の特定エックス線装置については利用線錐中の受像器の接触可能な表面から十センチメートルの距離において一五〇マイクログレイ毎時以下、工業用等の特定エックス線装置についてはエックス線管の焦点から一メートルの距離において一七・四マイクログレイ毎時以下になるようにすること。

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（九号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十一号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十二号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十三号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十四号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十五号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十六号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十七号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十八号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（十九号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

（二十号の措置）

一 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、利用するエックス線管焦点受像器間距離におけるエックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

で使用する場合 前項第四号から第六号まで			
の措置			
(標識の掲示)			
第十四条 事業者は、次の表の上欄に掲げる装置又は機器について、その区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を明記した標識を当該装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい場所に掲げなければならない。	装置又は機器	表示事項	
サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置(以下「荷電粒子を加速する装置」という)。	放射性物質を装備している機器(次の項に掲げるものと除く。)	装置の種類、放射線の種類及び最大エネルギー	
放射性物質を装備している機器(次の項に掲げるものと除く。)	放射性物質を装備している機器の種類、装備し得る放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクセル)、当該放射性物質を装備した年月日並びに所有者の氏名又は名称	機器の種類、装備し得る放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクセル)、当該放射性物質を装備した年月日並びに所有者の氏名又は名称	機器の種類、装備し得る放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクセル)、当該放射性物質を装備した年月日並びに所有者の氏名又は名称
放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十七号)第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第二百六十七号)第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器又は同条第三項に規定する表示付特定認証機器(これら	放射性物質を装備する装置(放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクセル))	機器の種類、装備し得る放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクセル)、当該放射性物質を装備した年月日並びに所有者の氏名又は名称	機器の種類、装備し得る放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量(単位ベクセル)、当該放射性物質を装備した年月日並びに所有者の氏名又は名称
(放射線装置室)			
第十五条 事業者は、次の装置又は機器(以下「放射線装置」という)を設置するときは、専用の室(以下「放射線装置室」という)を設け、その室内に設置しなければならない。ただし、その外側における外部放射線による一センチメートル線量當量率が二十マイクロシーベルト毎時を超えないように遮へいされた構造の放射線装置を設置する場合又は放射線装置を随時移動させて使用しなければならない場合その他放射線装置を放射線装置室内に設置することが、著しく、使用の目的を妨げ、若しくは作業の性質上困難である場合には、この限りでない。			

第一エックス線装置	二 荷電粒子を加速する装置	三 エックス線管若しくはケントロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置	四 放射性物質を装備している機器
第三条第四項の規定は、放射線装置室について準用する。	二 事業者は、放射線装置室の入口に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。	三 事業者は、放射線装置室の入口に、その旨を明記した標識を掲げなければならない。	四 事業者は、放射線装置若しくはケントロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置
第三条第二項の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。	二 事業者は、次の場合には、その旨を開示者に周知させる措置を講じなければならない。	二 事業者は、次の場合には、その旨を開示者に周知させる措置を講じなければならない。	二 事業者は、放射線装置若しくはケントロンのガス抜き又はエックス線の発生を伴うこれらの検査を行う装置
(警報装置等)	第十七条 事業者は、次の場合には、その旨を開示者に周知させる措置を講じなければならない。この場合において、その周知の方法は、その放射線装置を放射線装置室以外の場所で使用するとき(又は管電圧五十キロボルト以下のエックス線装置若しくは数量が四百ギガベクセル未満の放射性物質を装備している機器を使用するときを除き、自動警報装置によらなければならぬ。	三 第三条第二項の規定は、第一項(前項において准用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。	三 第三条第二項の規定は、第一項(前項において准用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。
第十六条 削除	2 第十七条の規定は、第一項の規定により作業に従事する者が立ち入ることを禁止されている場所を標識により明示しなければならない。	4 第十一条の二 事業者は、第一項の規定により作業に従事する者が立ち入ることを禁止している場所を標識により明示しなければならない。	4 第十八条の二 事業者は、第一項の規定により作業に従事する者が立ち入ることを禁止している場所を標識により明示しなければならない。

準備作業、線源容器の点検作業その他必要な作業を行うために立ち入るときは、この限りでない。	第一エックス線装置	二 利用線錐の放射角が当該装置の使用の目的を達するためには必要な角度を超えないようにならなければならぬ。ただし、利用線錐以外のガンマ線の空気カーテン等を用いることにより当該装置の使用の目的が妨げられる場合は、この限りでない。
前項の規定は、事業者が、撮影に使用する医療用のエックス線装置を放射線装置室外の場所で使用する場合について準用する。この場合において、同項中「五メートル」とあるのは、「二メートル」と読み替えるものとする。	第二エックス線装置	二 利用線錐の放射角が当該装置の使用の目的を達するためには必要な角度を超えないようにならなければならぬ。ただし、利用線錐以外のガンマ線の空気カーテン等を用いることにより当該装置の使用の目的が妨げられる場合は、この限りでない。
第三条第二項の規定は、第一項(前項において准用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する外部放射線による実効線量の算定について準用する。	第三エックス線装置	二 利用線錐の放射角が当該装置の使用の目的を達するためには必要な角度を超えないようにならなければならぬ。ただし、利用線錐以外のガンマ線の空気カーテン等を用いることにより当該装置の使用の目的が妨げられる場合は、この限りでない。
(定期自主検査)	第十八条の五 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、一ヶ月以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一ヶ月を超える期間使用しない当該装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。	二 利用線錐の放射角が当該装置の使用の目的を達するためには必要な角度を超えないようにならなければならぬ。ただし、利用線錐以外のガンマ線の空気カーテン等を用いることにより当該装置の使用の目的が妨げられる場合は、この限りでない。
第十八条の五 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、一ヶ月以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。ただし、一ヶ月を超える期間使用しない当該装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。	三 放射線源送出し装置を有するものにあつては、当該装置と線源容器との接続部の異常の有無を定期的に点検する。	三 放射線源送出し装置を有するものにあつては、当該装置と線源容器との接続部の異常の有無を定期的に点検する。

二 事業者は、当該装置のホルダーの固定装置の異常の有無を定期的に点検する。	四 放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置を有するものにあつては、当該装置の異常の有無を定期的に点検する。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。
三 放射線源送出し装置を有するものにあつては、当該装置と線源容器との接続部の異常の有無を定期的に点検する。	三 放射線源送出し装置を有するものにあつては、当該装置と線源容器との接続部の異常の有無を定期的に点検する。	三 放射線源送出し装置を有するものにあつては、当該装置と線源容器との接続部の異常の有無を定期的に点検する。
二 放射線源のホルダーの固定装置の異常の有無を定期的に点検する。	二 放射線源のホルダーの固定装置の異常の有無を定期的に点検する。	二 放射線源のホルダーの固定装置の異常の有無を定期的に点検する。
三 線源容器のシャツターアンペアと接続部の異常の有無を定期的に点検する。	三 線源容器のシャツターアンペアと接続部の異常の有無を定期的に点検する。	三 線源容器のシャツターアンペアと接続部の異常の有無を定期的に点検する。
四 放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置を有するものにあつては、当該装置の異常の有無を定期的に点検する。	四 放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置を有するものにあつては、当該装置の異常の有無を定期的に点検する。	四 放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置を有するものにあつては、当該装置の異常の有無を定期的に点検する。
第十八条の六 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置については、六ヶ月以内ごとに一回、定期に、線源容器のしやへい能力の異常の有無について自主検査を行なわなければならない。ただし、六月を超える期間使用しない当該装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。
二 事業者は、前項の規定にかかるわらず、放射線装置を有する場合については、定期的に、線源容器のしやへい能力の異常の有無について自主検査を行なわなければならない。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。
二 事業者は、前項の規定にかかるわらず、放射線装置を有する場合については、定期的に、線源容器のしやへい能力の異常の有無について自主検査を行なわなければならない。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。
二 事業者は、前項の規定にかかるわらず、放射線装置を有する場合については、定期的に、線源容器のしやへい能力の異常の有無について自主検査を行なわなければならない。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。	二 事業者は、前項ただし書の装置については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行なわなければならない。
第十八条の七 事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。	第十八条の七 事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。	第十八条の七 事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
二 検査方法	二 検査方法	二 検査方法

三 檢査箇所	四 檢査の結果
五 檢査を実施した者の氏名	六 檢査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
第七条の八 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置を初めて使用するとき、当該装置を分解して改造若しくは修理を行つたとき、又は当該装置に使用する放射線源を交換したときは、第十八条の五第一項各号に掲げる事項及び線源容器のしやへい能力の異常の有無について点検を行わなければならない。	(点検)
（補修等）	

第十八条の九 事業者は、第十八条の五若しくは第十八条の六の定期自主検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じなければならぬ。	第二十二条 事業者（第四十一条の三に規定する処分事業者を除く。以下この節において同じ。）は、密封されいない放射性物質を取り扱う作業を行うときは、専用の作業室を設け、その室内で行わなければならない。ただし、漏水の調査、昆虫による疫学的調査、原料物質の生産工作中における移動状況の調査等に放射性物質を広範囲に分散移動させて使用し、かつ、その使用が一時的である場合及び核原料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八百八十六号）第三条に規定する核原料物質をいう。以下同じ。）を掘採する場合には、この限りでない。
（放射線源の収納）	
第十八条の十 事業者は、第四十二条第一項第四号の事故が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業に労働者を従事させるときは、遮蔽物を設ける等の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けなければならない。	第二十三条 事業者の専用の廊下等をいう。以下同じ。）について準用する。
2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、遮蔽物を設ける等の措置を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する者と放射線源との間に適当な距離を設ける必要がある旨を周知させなければならない。	（放射性物質取扱作業室の構造等）

第十九条 事業者は、放射性物質を装備している機器を移動させて使用したときは、使用後直ちにその日の作業の終了後当該機器を格納する際には、その放射線源が紛失し、漏れ、又はこぼれていなければどうか、線源容器を有する当該機器において放射線源が確実に当該容器に収納されているかどうか及びシャッターを有する線源容器については当該シャッターが確実に閉鎖されているかどうかを放射線測定器を用いて点検しなければならない。	第二十四条 事業者は、核原料物質を坑内において掘採する作業を行うときは、その坑内の週平均濃度の三月間における平均を第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度以下にしなければならない。
（放射線源の点検等）	
（飛来防止設備等）	

第二十五条 事業者は、放射性物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内を除く事業場内の週平均濃度の三月間における平均を第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度の十分の一以下にしなければならない。	第三十一条 事業者は、管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。
（空気中の放射性物質の濃度）	
（放射性物質取扱作業室内の汚染検査等）	
第二十九条 事業者は、放射性物質取扱作業室内の天井、床、壁、設備等を一月を超えない期間ごとに検査し、これらの物が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、その限度以下になるまで汚染を除去しなければならない。	第三十二条 事業者は、管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。
（放射性物質取扱作業室内の汚染検査等）	
第三十条 事業者は、前項の物の清掃を行なうときは、じんあいの飛散しない方法で行なわなければならない。	第三十三条 事業者は、管理区域（労働者の身体若しくは装具又は物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されるおそれのあるものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の出口に汚染検査場所を設け、管理区域において作業に従事させた労働者がその区域から退去するときは、その身体及び装具の汚染の状態を検査しなければならない。
（汚染除去用具等の汚染検査）	

一 身体が汚染されているときは、その汚染が別表第三に掲げる限度の十分の一以下になるよう洗身等をすること。

二 装置が汚染されているときは、その装置を脱ぎ、又は取り外すこと。
(持出し物品の汚染検査)

第三十二条 事業者は、管理区域から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。

二 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められるとき、その物品を持ち出してもならない。ただし、第三十七条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、放射性物質取扱作業室、貯蔵施設、廃棄のための施設又は他の管理区域まで運搬するときは、この限りでない。

三 管理区域において作業に従事する者(労働者を除く)は、管理区域から持ち出す物品については、持ち出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。

四 前項の者は、同項の検査により、当該物品が別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されると認められるときは、その物品を持ち出してもならない。ただし、第二項ただし書き出してもならない。ただし、第二項ただし書き出してもならない。

(貯蔵施設)

第三十三条 事業者は、放射性物質を貯蔵する場合においては、外部と区画された構造で、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉において行わなければならない。

二 事業者及び労働者は、前項の焼却炉について準用する。
(保管廃棄施設)

第三十六条 事業者は、放射性物質又は汚染物を保管廃棄するときは、外部と区画された構造であり、かつ、とびら、ふた等外部に通ずる部分に、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けた保管廃棄施設において行なわなければならぬ。

二 第三条第四項及び第三十三条第一項の規定は、前項の保管廃棄施設について準用する。
(容器)

第三十七条 事業者は、放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることは著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。

二 事業者は、前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。

第三十八条 事業者は、第二十八条の規定により明示した区域内の作業又は緊急作業その他の作業で、第三条第三項の厚生労働大臣が定める限度を超えて汚染された空気を吸入するおそれのあるものに労働者を従事させるときは、その汚染の程度に応じて防じんマスク、防毒マスク、ホースマスク、酸素呼吸器等の有効な呼吸用保護具を備え、これらをその作業に従事する労働者に使用させなければならない。

第三十九条 事業者は、別表第三に掲げる限度の十倍以下の濃度で腐食し、及び液体が浸透しにくい材料によつて、そればかりにくいものであること。

二 前条第二項の規定は、前項の施設について準用する。
(焼却炉)

第三十五条 事業者は、放射性物質又は別表第三に掲げる限度の十分の一を超えて汚染されていると認められる物(以下「汚染物」という)を焼却するときは、気体が漏れるおそれのがなく、かつ、灰が飛散するおそれのない構造の焼却炉において行わなければならない。

二 第三十三条第二項の規定は、前項の焼却炉について準用する。

第三十六条 事業者は、放射性物質又は汚染物を保管廃棄するときは、外部と区画された構造であり、かつ、とびら、ふた等外部に通する部分に、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けた保管廃棄施設において行なわなければならない。

二 第三条第四項及び第三十三条第一項の規定は、前項の保管廃棄施設について準用する。
(保管廃棄施設)

第三十七条 事業者は、放射性物質を保管し、若しくは貯蔵し、又は放射性物質若しくは汚染物を運搬し、保管廃棄し、若しくは廃棄のために一時ためておくときは、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることは著しく困難なものについて、外部放射線を遮蔽するため、若しくは汚染の広がりを防止するための有効な措置を講じたとき、又は放射性物質取扱作業室内において運搬するときは、この限りでない。

二 事業者は、前項本文の容器については、次の表の上欄に掲げる用途に用いるときは、当該用途に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる構造を具備するものを用いなければならない。

第三十八条 事業者は、別表第三に掲げる限度の十倍以下の濃度で腐食し、及び液体が浸透しにくい材料で造られ、かつ、気体が漏れないものであること。

二 容器の表面から一メートルの距離における一センチメートル線量当量率が、〇・一ミリシーベルト毎時を超えないものであること。ただし、容器に専用積載で運搬する場合であつて、労働者の健康障害の防止上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、十ミリシーベルト毎時)を超えないものである。

二 事業者は、第一項本文の容器には、放射性物質又は汚染物を入れるものである旨を表示しなければならない。

三 第三条第四項の規定は、第一項の貯蔵施設について準用する。
(排氣又は排液の施設)

第三十九条 事業者は、放射性物質取扱作業室からの排気又は排液を導き、ためておき、又は淨化するときは、排気又は排液がもれるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び排液が浸透しにくい材料を用いた施設において行なわなければならない。

第三十条 事業者は、別表第三に掲げる限度の十倍以下の濃度で腐食し、及び液体が浸透しにくい材料によつて、そればかりにくいものであること。

二 第三条第二項及び第十八条の規定により車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第33号)第四条第二項及び第十八条の規定による各号に規定する運搬の技術上の基準に従う場合であつて、労働者の健康障害の防止上支障がない旨の厚生労働大臣の承認を受けたときは、十ミリシーベルト毎時)を超えないものである。

二 事業者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

三 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

三 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

三 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

三 事業者は、第一項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

第三十一条 事業者は、第三十八条第一項、第三十九条第一項及び前条第一項の規定により使用させた保護具又は作業衣が別表第三に掲げる限度(保護具又は作業衣の労働者に接触する部分にあつては、その限度の十分の一)。以下この条例において同じ)を超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ、洗浄等により別表第三に掲げる限度以下になるまで汚染を除去しなければ、労働者に使用させてはならない。

(保護具)

2 事業者は、第三十八条第三項、第三十九条第三項及び前条第二項の請負人に対し、それぞれの規定に基づく周知により使用する保護具又は作業衣が別表第三に掲げる限度を超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ洗浄等により同表に掲げる限度以下になるまで汚染を除去しなければ使用してはならない旨を周知させなければならない。
(喫煙等の禁止)

第四十一条の二 事業者は、放射性物質取扱作業室その他の放射性物質を吸入・摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場における作業に從事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 前項の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

第二節 事故由来放射性物質に係る汚染の防止

(事故由来廃棄物等処分事業場の境界の明示)

第四十一条の三 事故由来廃棄物等（除染則第二条第七項第二号イ又はロに掲げる物その他の事故由来放射性物質（平成二十三年三月一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原寸力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質をいう。以下同じ。）により汚染された物であつて、第二条第二項に規定するものをいう。（以下同じ。）の処分の業務を行う事業の事業者（以下この節において「処分事業者」という。）は、当該業務を行う事業場の境界を標識によつて明示しなければならない。
(事故由来廃棄物等取扱施設)

2 第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の作業場の境に沿つて、専用の作業施設を設け、その施設内で行なわなければならない。

第四十一条の四 処分事業者は、密封されない事故由来廃棄物等を取り扱う作業を行うときは、専用の作業施設（以下「事故由来廃棄物等取扱施設」という。）について準用する。
(事故由来廃棄物等取扱施設の構造等)

2 第三条第四項及び第三十三条第二項の規定は、前項の作業場の壁、床その他汚染のおそれがある部分については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。	2 表面が平滑に仕上げられていること。
三 突起、くぼみ及び隙間の少ない構造であること。	2 液体による汚染のおそれがある場合には、粉じんによる汚染のおそれがあるとき
四 液体による汚染のおそれがある場合には、粉じんによる汚染のおそれがあるとき	3 处分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんの飛散を抑制する措置を講じなければならない。
二 表面が平滑に仕上げられていること。	2 处分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんによる汚染のおそれがあるとき
三 突起、くぼみ及び隙間の少ない構造であること。	3 处分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、その出入口に二重扉を設ける等、汚染の広がりを防止するための措置を講じなければならぬ。
四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。	2 处分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんによる汚染のおそれがあるとき

四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくい材料を用いた設備	2 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び気体が浸透しにくい材料を用いた設備
二 液体による汚染のおそれがある場合には、粉じんによる汚染のおそれがあるとき	3 处分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんによる汚染のおそれがあるとき
三 粉じんによる汚染のおそれがある場合	2 处分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんによる汚染のおそれがあるとき
四 液体による汚染のおそれがある場合には、粉じんによる汚染のおそれがあるとき	3 处分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんによる汚染のおそれがあるとき
二 表面が平滑に仕上げられていること。	2 处分事業者は、事故由来廃棄物等取扱施設について、粉じんによる汚染のおそれがあるときは、粉じんによる汚染のおそれがあるとき

第五条	第二十条 放射性物質取扱作業室及び設備	第二十一条 放射性物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内	第二十二条 放射性物質取扱作業室及び核原料物質を掘採する坑内
一 気体又は液体が浸透しにくい材料を用いた	一 気体又は液体が浸透しにくい材料で作られていること。	二 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた	二 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料で作られていること。
二 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。	二 表面が平滑に仕上げられていること。	三 粉じんによる汚染のおそれがある場合	三 粉じんによる汚染のおそれがある場合
三 粉じんによる汚染のおそれがある場合	三 粉じんによる汚染のおそれがある場合	四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料を用いた	四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であり、かつ、腐食し、及び液体が浸透しにくい材料で作られていること。
四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。	四 液体による汚染のおそれがある場合には、液体が漏れるおそれのない構造であること。	五 業者による汚染のおそれがある場合には、業者による汚染のおそれがある場合には、	五 業者による汚染のおそれがある場合には、業者による汚染のおそれがある場合には、

いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

いて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

埋め立てる場合において、次の各号に掲げる措置を講じたときは、前条において準用する第三十七条（第四項を除く。）の規定及び第四十一

十項 及 二 条 第 三 項	第三十一 條 第一項	第三十一 條 第一項	第二十八 條	二 事故由來廃棄物等を湿潤な状態にする等の ための措置
				埋め立てる場合において、次の各号に掲げる措 置を講じたときは、前条において準用する第三 十七条（第四項を除く。）の規定及び第四十一 条の五の規定は、適用しない。 一 遠隔操作により作業を行う等の事故由來廃 棄物等による労働者の身体の汚染を防止する ための措置
第三十一 條 第二項 及び 第三 項	限度の十分の一 別表第三に掲げる 限度	別表第三に掲げる 限度の十分の一 別表第三に掲げる 限度	第三十一 條 第一項 の出口	2 埋立施設の境界における事故由來放射性物 質の表面密度の一日を超えない期間ごとの測 定及び当該表面密度を別表第三に掲げる限度 と当該埋立施設の周辺における事故由來放射 性物質の表面密度のいずれか高い値以下とす るための措置
				除染特別地域等において事故由來廃棄物等の 処分の業務を行う場合における前条において準 用する第二十八条、第三十一条、第三十二条、 第三十三条第二項（第三十五条第二項において 準用する場合に限る。）、第三十五条第一項及び 第三十七条（第四項を除く。）の規定の適用に ついては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句とする。
第三十一 條 第二項 及び 第三 項	別表第三に掲げる 限度の十分の一 別表第三に掲げる 限度	別表第三に掲げる 限度の十分の一 別表第三に掲げる 限度	第三十一 條 第一項 の出口	限度（その汚染が表第三に掲げる限 度以下に、屋外に 事故由來廃棄物等度以下に、屋外に 取扱施設以外の場あつては別表第三 所で生じたときはに掲げる限度と當 、別表第三に掲げ該区域の周辺にお る限度の十分の 二）以下
				又は事業場の出口 性物質の表面密度 のいずれか高い値 以下

二項及び
第四項並びに第三項

<p>第二項 及び 第四項並 びに第三 十五條第 一項</p>	<p>第四章の一 特別な作業の管理</p> <p>(加工施設等における作業規程)</p> <p>第四十一条の十一 事業者は、加工施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）、再処理施設（同法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）又は使用施設等（同法第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第四十一条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。）をいう。第五十二条の六第一項において同じ。）の管理区域内において核燃料物質（原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。）若しくは使用済燃料、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第十項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。）又はこれらによつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に關し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならぬ。</p> <p>一 加工施設、再処理施設又は使用施設等に係る設備の操作</p> <p>二 安全装置及び自動警報装置の調整</p> <p>三 核燃料物質による偶発的な臨界を防止するための措置</p> <p>四 作業の方法及び順序</p> <p>五 外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視に関する措置</p> <p>六 天井、床、壁、壁、設備等の表面の汚染の状態の検査及び汚染の除去に関する措置</p> <p>七 異常な事態が発生した場合における応急の措置</p>
<p>八 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射線による障害を防止するため必要な措置</p> <p>事業者は、前項の規程を定めたときは、同項各号の事項について、関係労働者（同項の作業</p>	

の一部を請負人に請け負わせる場合においては、関係労働者及び当該請負人）に周知させなければならない。

(原子炉施設における作業規程)

第四十一条の十二 事業者は、原子炉施設（核原
料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律第二十三条第一項第五号に規定する試験研
究用等原子炉施設及び同法第四十三条の二の五
第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をい
う。第五十二条の七第一項において同じ。）の
管理区域内において、核燃料物質若しくは使用
済燃料又はこれらによつて汚染された物を取り
扱う作業を行うときは、これらの作業に關し、
次の事項について、労働者の放射線による障害
を防止するため必要な規程を定め、これにより
作業を行わなければならない。

一 作業の方法及び順序

二 外部放射線による線量当量率及び空気中の
放射性物質の濃度の監視に関する措置

三 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態
の検査及び汚染の除去に関する措置

四 異常な事態が発生した場合における応急の
措置

五 前各号に掲げるもののほか、労働者の放射
線による障害を防止するため必要な措置

第四十二条の十三 事業者は、前項の規程を定めたときは、同項
各号の事項について、関係労働者（同項の作業
の一部を請負人に請け負わせる場合において
は、関係労働者及び当該請負人）に周知させな
ければならない。

（事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業に
おける作業規程）

第四十三条の十三 事業者は、事故由来廃棄物等
の処分の業務に係る作業を行うときは、当該作
業に關し、次の事項について、労働者の放射線
による障害を防止するため必要な規程を定め、
これにより作業を行わなければならない。

一 事故由来廃棄物等の処分に係る各設備の
操作

二 安全装置及び自動警報装置の調整

三 作業の方法及び順序

四 外部放射線による線量当量率及び空気中の
放射性物質の濃度の監視に関する措置

五 天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態
の検査及び汚染の除去に関する措置

六 異常な事態が発生した場合における応急の
措置

(エックス線作業主任者免許試験の試験科目の免除)	第五十一条 都道府県労働局長は、次の各号に掲げる者に対し、エックス線作業主任者免許試験の試験科目のうち、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除することができる。
一 放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第二種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者	前条第二号及び第三号に掲げる試験科目
二 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者	前条第三号に掲げる試験科目
三 前条第三号に掲げる試験科目	二 ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者
四 前条第三号に掲げる試験科目	（エックス線作業主任者免許試験の細目）

第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	（ガムマ線透過写真撮影作業主任者の選任）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第七十一条及び前二条に定めるものほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。（ガムマ線透過写真撮影作業主任者の職務）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第七十一条及び前二条に定めるものほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。（ガムマ線透過写真撮影作業主任者の職務）

第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	（ガムマ線透過写真撮影作業主任者の職務）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第七十一条及び前二条に定めるものほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。（ガムマ線透过写真撮影作業主任者の職務）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第七十一条及び前二条に定めるものほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。（ガムマ線透过写真撮影作業主任者の職務）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	（ガムマ線透過写真撮影作業主任者の職務）

第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	（ガムマ線透過写真撮影作業主任者の職務）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	第七十一条及び前二条に定めるものほか、エックス線作業主任者免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。（ガムマ線透过写真撮影作業主任者の職務）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	（ガムマ線透过写真撮影作業主任者の職務）
第五十二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）	（ガムマ線透过写真撮影作業主任者の職務）

該労働者に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

一 特例緊急作業の方法に関する知識
二 特例緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
三 電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

四 関係法令
五 特例緊急作業の方法
六 特例緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い

一 緊急作業に係る業務への配置替えの日前月以内に行われたもの 第五十六条第一項の配置替えの際の健康診断
二 第五十六条第一項の定期の健康診断を行おうとする日前一月以内に行われたもの 同項の定期の健康診断

2 一 安衛第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
二 作業環境測定

（作業環境測定を行うべき作業場）
三号までに掲げる作業場について、その空気中の放射性物質の濃度を一月以内ごとに一回、定期に、放射線測定器を用いて測定し、その都度、前条各号に掲げる事項を記録して、これを五年間保存しなければならない。
（放射性物質の濃度の測定）

4 事業者は、第一項の測定又は第二項の計算によつても算出することができない場合に、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料）を医師に示さなければならない。
（放射性物質の濃度の測定）

5 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算する年）の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えて、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのある場合に、当該健康診断を行おうとする日（定期に行わなければならないものに限る。以下この項において同じ。）を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのある場合においては、同項第二号の定期の健康診断を行おうとする日前一月以内に行われたもの 同項の定期の健康診断

2 一 安衛第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
二 放射性物質取扱作業室
三 令別表第二第七号に掲げる業務を行う作業場（線量当量率等の測定等）

（第五十三条 第二号から第三号までに掲げる作業場について、その空気中の放射性物質の濃度を一月以内ごとに一回、定期に、放射線測定器を用いて測定し、その都度、前条各号に掲げる事項を記録して、これを五年間保存しなければならない。
（健康診断）

4 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六ヶ月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線による健康診断を行わなければならない。
二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

5 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によつても算出することができない場合に認めるとときは、同項第二号から第六号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

2 一 安衛第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
二 放射線測定器の種類、型式及び性能
三 测定箇所
四 测定条件
五 测定結果
六 测定を実施した者の氏名

（第五十三条 第二号から第三号までに掲げる作業場について、その空気中の放射性物質の濃度を一月以内ごとに一回、定期に、放射線測定器を用いて測定し、その都度、前条各号に掲げる事項を記録して、これを五年間保存しなければならない。
（健康診断）

4 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六ヶ月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価

5 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によつても算出することができない場合に認めるとときは、同項第二号から第六号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

2 一 测定日時
二 測定方法
三 放射線測定器の種類、型式及び性能
四 測定箇所
五 測定条件
六 測定結果
七 測定を実施した者の氏名

（第五十三条 第二号から第三号までに掲げる作業場について、その空気中の放射性物質の濃度を一月以内ごとに一回、定期に、放射線測定器を用いて測定し、その都度、前条各号に掲げる事項を記録して、これを五年間保存しなければならない。
（健康診断）

4 事業者は、放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六ヶ月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
一 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価

5 事業者は、第一項の健康診断の際に、当該労働者が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によつても算出することができない場合に認めるとときは、同項第二号から第六号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。
（健康診断の結果についての医師からの意見聴取）

二 聽取した医師の意見を緊急時電離放射線健康診断個人票に記載すること。
 事業者は、医師から、前二項の意見聽取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。
(健康診断の結果の通知)
第五十七条の三 事業者は、第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
 前項の規定は、第五十六条の二第一項の健康診断(離職する際に行わなければならないものに限る)を受けた労働者であつた者について準用する。

(健康診断結果報告)
第五十八条 事業者は、第五十六条第一項の健康診断(定期のものに限る)又は第五十六条の二第一項の健康診断を行つたときは、遅滞なく、それぞれ、電離放射線健康診断結果報告書(様式第二号)又は緊急時電離放射線健康診断結果報告書(様式第二号の二)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
(健康診断等に基づく措置)
第五十九条 事業者は、電離放射線健康診断又は緊急時電離放射線健康診断(離職する際に限る)の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。
第九章 指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出等
(指定緊急作業等従事者等に係る記録等の提出)
第五十九条の二 事業者は、緊急作業(厚生労働大臣が指定するものに限る)又は特例緊急作業(以下この項及び様式第三号において「指定緊急作業等」という)に従事し、又は従事したことのある労働者(次項及び様式第三号において「指定緊急作業等従事者等」という)に従事する期間(当該労働者が法第六十一条第四項の規定による指示に基づく健康診断を受けることとされている場合には、当該健康

診断を実施すべきとされた期間を含む)に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し(当該記録が、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)で作成されている場合にあっては、当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものをいう)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
 2 前項の規定は、第五十六条の二第一項の健康診断(離職する際に行わなければならないものに限る)を受けた労働者であつた者について準用する。

2
(安衛則第五十一条に規定する健康診断個人票(安衛則第四十四条第一項及び第四十五条第一項の健康診断並びに法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行つた健康診断の結果の記録に限る)(安衛則様式第五号)
二 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票(様式第一号の二)若しくは緊急時電離放射線健康診断個人票(様式第一号の三)又は除染則第二十一条に規定する除染等電離放射線健康診断個人票(様式第二号)
 事業者は、次の各号に掲げる労働者(指定緊急作業等従事者等に限る)の区分に応じ、第八条第三項又は第五項の規定による測定又は計算の結果に基づき、第九条第二項に規定する厚生労働大臣が定める方法により算定された当該労働者の線量(次条において「線量」という)及び第四十五条第一項の規定による記録その他の必要事項を記載した線量等管理実施状況報告書(様式第三号)を作成し、当該各号に定める日までに、書面又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。次条において同じ。)に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 緊急作業に従事する労働者について、その線量の区分ごとの人数が記載された緊急作業実施状況報告書(実効線量)(様式第五号)
 每月(当該緊急作業に係る事故が発生した月を除く)末日(当該労働者が緊急作業に従事する間に限る)に経過する日ごと(当該労働者が緊急作業に従事する間に限る)。
二
(放射線測定器の備付け)
第六十条 事業者は、この省令で規定する義務を遂行するために必要な放射線測定器を備えなければならない。ただし、必要な都度容易に放射線測定器を利用できるように措置を講じたときは、この限りでない。
 (透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出)
第六十一条 事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置を自己の事業場以外の場所で使用して作業を行う場合は、あらかじめ、様式第六号による届書に管理区域を示す図面及びその付近の見取図を添えて、当該作業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

(記録等の引渡し)
第六十二条 第三条第四項(第十五条第三項、第二十二条第二項、第三十三条第三項、第三十六条第二項、第四十二条の四第二項及び第四十二条第二項、第四十一条の四第二項及び第四十二条第二項、第四十一項の四第二項及び第四十二条第二項ににおいて準用する場合を含む)、第三十三条第一項(第八第二項において準用する場合を含む)、第七条第三項から第五項まで、第八条、第九条、第十八条第一項本文(同条第二項において準用する場合を含む)、第三十一条第一項から第三項まで、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項(これらの規定を第四十一条の九(第四十一条の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)において準用する場合を含む)、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条第一項及び第三項、第四十四条、第四十五条、第五十九条の二並びに第六十二条第一項の規定は、放射線業務を行う事業場において放射線業務以外の業務を行う事業者(除染則第二条第一項の事業者を除く)が、その使用する労働者に準用する。
附則

二 聽取した医師の意見を緊急時電離放射線健康診断個人票に記載すること。

事業者は、医師から、前二項の意見聽取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに、これを提供しなければならない。

(健康診断の結果の通知)
第五十七条の三 事業者は、第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項の健康診断を受けた労働者を含む。以下この号及び次号に記載された者は、当該緊急作業で受けた外部被ばくによる線量が一年間ににつき五十ミリシーベルトを超えるものについて、その線量の区分ごとの人数が記載された緊急作業実施状況報告書(外部線量)(様式第四号)に記載された者を除く。

第一 安衛則第五十一条に規定する健康診断個人票(安衛則第四十四条第一項及び第四十五条第一項の健康診断並びに法第六十六条第四項の規定による指示を受けて行つた健康診断の結果の記録に限る)。(安衛則様式第五号)

二 第五十七条に規定する電離放射線健康診断個人票(様式第一号の二)若しくは緊急時電離放射線健康診断個人票(様式第一号の三)又は除染則第二十一条に規定する除染等電離放射線健康診断個人票(様式第二号)

方法に係る記録媒体により厚生労働大臣に提出しなければならない。
一 緊急作業に従事する労働者(元方事業者にあって同じ)のうち、当該緊急作業で受けた外部被ばくによる線量が一年間ににつき五十ミリシーベルトを超えるものについて、その線量の区分ごとの人数が記載された緊急作業実施状況報告書(外部線量)(様式第四号)に記載された者を除く。

3 事業者は、医師から、前二項の意見聽取を行つた労働者を含む。以下この号及び次号に記載された者は、当該緊急作業で受けた外部被ばくによる線量が一年間ににつき五十ミリシーベルトを超えるものについて、その線量の区分ごとの人数が記載された緊急作業実施状況報告書(外部線量)(様式第四号)に記載された者を除く。

第六十二条 第三条第四項(第十五条第三項、第二十二条第二項、第三十三条第三項、第三十六条第二項、第四十二条の四第二項及び第四十二条第二項、第四十一項の四第二項及び第四十二条第二項ににおいて準用する場合を含む)、第三十二条第一項及び第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項(これらの規定を第四十一条の九(第四十一条の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む)において準用する場合を含む)、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十一条、第四十二条第一項及び第三項、第四十四条、第四十五条、第五十九条の二並びに第六十二条第一項の規定は、放射線業務を行う事業場において放射線業務以外の業務を行う事業者(除染則第二条第一項の事業者を除く)が、その使用する労働者に準用する。

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。</p> <p>第二条 電離放射線障害防止規則（昭和三十八年労働省令第二十一号）は、廃止する。</p> <p>附 則 （昭和四九年五月二一日労働省令第一九号）抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる規定以外の規定 昭和四十九年五月二十五日</p> <p>附 則 （昭和五〇年三月二九日労働省令第一二号）</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 目次の改正規定（第六章の二に係る部分に関する改正規定（第六章の二に係る部分に限る）、第十条、第十三条、第十四条及び第十八条の改正規定、第十八条の次に九条を加える改正規定（第十八条の二から第十八条の四まで及び第十八条の十に係る部分に限る）、第十九条、第四十二条、第四十四条及び第十七条の改正規定、第六章の次に一章を加える改正規定、第六十一条の次に一条を加える改正規定並びに様式第五号の次に様式を加える改正規定、昭和五十年七月一日</p> <p>二 第十八条の次に九条を加える改正規定（第十八条の五から第十八条の九までに係る部分に限る。）昭和五十年十月一日</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、法の施行の日（昭和五十年八月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （昭和五〇年八月一日労働省令第二〇号）抄</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、法の施行の日（昭和五十年八月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （昭和五〇年七月九日労働省令第二八号）抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 （平成五年四月一二日労働省令第一九号）抄</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成三年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成五年四月一二日労働省令第一九号）抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成六年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成六年三月三〇日労働省令第二〇号）抄</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成六年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成六年七月一日労働省令第二〇号）抄</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令による改正前の改訂の実施規則（以下「旧鉛則」という。）第六十一条第</p>
--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令による改正前の改訂の実施規則（以下「旧鉛則」という。）第六十一条第</p>
--

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令による改正前の改訂の実施規則（以下「旧鉛則」という。）第六十一条第</p>
--

この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告、届出、提出をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則 (平成二十二年三月二四日労働省令第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年一〇月三一日労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二七日厚生労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年一〇月三一日労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年一〇月三一日労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二七日厚生労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年一〇月三一日労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二七日厚生労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年三月二七日厚生労働省令第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

又は第五十七条の規定により事業者が保存している記録については、新電離則第九条第二項又は第五十七条の規定を適用する。

附 則 (平成一三年七月一六日厚生労働省令第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年七月二六日厚生労働省令第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一九日厚生労働省令第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日厚生労働省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日厚生労働省令第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一九日厚生労働省令第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月五日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

康診断を実施すべきとされた期間を含む。)に受けた健康診断に係る次の各号に掲げる当該健康診断の結果の記録を作成したときは、遅滞なく、その写し」とあるのは「平成二十三年十一月三十日までに、当該労働者の健康診断の結果の記録の写し」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成二三年一月一四日厚生労働省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二二日厚生労働省令第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

1 2 6 B a	1 3 8 C s	1 3 7 C s	1 3 5 m C s	s 1 3 4 m C s	1 3 2 C s	1 3 1 C s	1 2 0 C s	1 2 9 C s	1 2 7 C s	1 3 8 X e	e 1 3 5 m X e	1 3 5 X e	e 1 3 3 m X e	1 3 1 m X	e 1 2 9 m X e	1 2 7 X e	1 2 5 X e	1 2 3 X e	1 2 2 X e	1 2 1 X e
	む。種子衡放。 を孫中射 含核の平																	む。種子衡放。 を孫中射 含核の平		
1 × 1 0 0 7	1 × 1 0 0 4	1 × 1 0 0 5	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 7	1 × 1 0 0 5	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 5	1 × 1 0 0 6	1 × 1 0 0 5	1 × 1 0 0 4	1 × 1 0 0 9	1 × 1 0 0 9	1 × 1 0 0 4	1 × 1 0 0 4	1 × 1 0 0 9	1 × 1 0 0 9	1 × 1 0 0 9	1 × 1 0 0 9		
1 × 1 0 2	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 1	1 × 1 0 2	1 × 1 0 2	1 × 1 0 3	1 × 1 0 3	1 × 1 0 4	1 × 1 0 3	1 × 1 0 2	1 × 1 0 2		

1 8 7 I r	1 8 6 I r	1 8 5 I r	1 8 4 I r	1 8 2 I r	1 8 O s	1 9 4 O s	1 9 3 O s	1 9 1 m O s	1 9 1 m O s	1 8 9 O s	1 8 2 O s	1 8 1 O s	1 8 0 O s	1 8 9 R e	e 1 8 8 m R e	e 1 8 8 m R e	e 1 8 6 m R e	e 1 8 4 m R e	e 1 8 4 m R e	e 1 8 2 m R e	e 1 8 1 m R e	e 1 7 7 R e		
					む。種子衡放 を孫中射 含核の平									む。種子衡放 を孫中射 含核の平									む。種を含	
1 X 1 0 6	1 X 1 0 6	1 X 1 0 5	1 X 1 0 5	1 X 1 0 5	1 X 1 0 6	1 X 1 0 6	1 X 1 0 7	1 X 1 0 7	1 X 1 0 6	1 X 1 0 6	1 X 1 0 6	1 X 1 0 7	1 X 1 0 6	1 X 1 0 5	1 X 1 0 9	1 X 1 0 7	1 X 1 0 6	1 X 1 0 6	1 X 1 0 6	1 X 1 0 6	1 X 1 0 6			
1 X 1 0 2	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 3	1 X 1 0 3	1 X 1 0 2	1 X 1 0 1	1 X 1 0 2	1 X 1 0 1	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 3	1 X 1 0 3	1 X 1 0 2	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1			
t 1 9 3 m P	t 1 9 3 P t	t 1 9 1 P t	t 1 8 9 P t	t 1 8 8 P t	r 1 8 6 P t	r 1 9 5 m I	r 1 9 5 m I	r 1 9 4 m I	r 1 9 4 m I	r 1 9 3 m I	r 1 9 2 m I	r 1 9 2 m I	r 1 9 0 m I	r 1 9 0 m I	r 1 9 0 m I	r 1 9 0 m I	r 1 9 0 m I	r 1 9 0 m I	r 1 9 0 m I	r 1 9 0 m I	r 1 8 9 I r	r 1 8 8 I r		
					む。種子衡放 を孫中射 含核の平									の間2が半物 の01減理 も時・期的	の間1が半物 の03減理 も時・期的		む。種子衡放 を孫中射 含核の平							
1 X 1 0 7	1 X 1 0 6	1 X 1 0 5	1 X 1 0 5	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 6										
1 X 1 0 3	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 2	1 X 1 0 1											
1 9 4 m T	1 9 4 H g	2 0 3 m H	g 1 9 9 m H	g 1 9 7 m H	g 1 9 5 m H	g 1 9 5 H g	g 1 9 4 H g	g 1 9 3 H g	g 1 9 2 H g	u 2 0 0 m A	u 2 0 0 A	u 2 0 0 A	u 1 9 8 m A	u 1 9 8 A	u 1 9 8 A	u 1 9 8 A	u 1 9 8 A	u 1 9 8 A	u 1 9 8 A	u 1 9 8 A	t 1 9 7 m P	t 1 9 7 P t	t 1 9 5 m P	
					む。種子衡放 を孫中射 含核の平		む。種子衡放 を孫中射 含核の平																	
1 X 1 0 6	1 X 1 0 5	1 X 1 0 6	1 X 1 0 5	1 X 1 0 5	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 6									
1 X 1 0 1	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 2	1 X 1 0 3											
2 0 6 B i	2 0 5 B i	2 0 3 B i	2 0 2 B i	2 0 1 B i	2 0 0 P b	2 1 4 P b	2 1 2 P b	2 1 1 P b	2 1 0 P b	2 0 9 P b	2 0 5 P b	2 0 3 P b	b 2 0 2 m P b	b 2 0 2 P b	b 2 0 1 P b	b 2 0 0 P b	b 1 9 9 P b	b 1 9 8 P b	b 1 9 5 P b	b 1 9 4 T 1	b 1 9 3 T 1	b 1 9 2 T 1	b 1 9 1 T 1	b 1 9 0 T 1
					む。種子衡放 を孫中射 含核の平		む。種子衡放 を孫中射 含核の平																	
1 X 1 0 5	1 X 1 0 6	1 X 1 0 5	1 X 1 0 5	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 4	1 X 1 0 5	1 X 1 0 6									
1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 2	1 X 1 0 2	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 1	1 X 1 0 2	1 X 1 0 1									

様式第4号（第59条の3関係）
第59条実施区分報告書（外労派遣・雇用）

事業者の名前 所在地	（複数）		
在籍労働者数	人	割合労働者 比率	人
施設名			
開設日	年	月	日
開設日個人一覧 及び労働者登録 登録者数	人	人	人
外労派遣区分	対象期間の 割合労働者比率 登録 登録の割合比率		
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
合計			
平均派遣労働者数			
過去外労派遣数			
令和 年 月 日	事業者職氏名 原生労働大臣 監		

事業者職氏名
原生労働大臣
監原生労働大臣
監

【備考】
 1. 本報告は、各自事業に従事する労働者について、労働者登録簿で記入された派遣労働者1年間
ごとの外労派遣を最も多くつけて、3ヶ月ごとの外労派遣をつけて行うこと。
 2. 「開設日個人一覧及び労働者登録登録者数の範囲」欄には、開設日個人ごとの名前及び
登録会社に従事する労働者登録者数を入ること。複数の名前がある場合は、別途として記付す
ること。
 3. 「外労派遣区分」の欄には、製合労働に従事する場合、10分を対象期間とすること(提出は、
該該外労派遣区分の外労派遣登録を記入すること)。
 4. 「合計」欄は、同一の開設日個人の外労派遣登録を記入すること。
 当該開設日個人が複数に記入すること。また、新規では、同じから対象期間の末日ま
での外労派遣登録を記入すること。

様式第5号（第59条の3関係）
第59条実施区分報告書（外労派遣・雇用）

事業者の名前 所在地	（複数）		
在籍労働者数	人	割合労働者 比率	人
施設名			
開設日	年	月	日
開設日個人一覧 及び労働者登録 登録者数	人	人	人
外労派遣区分	対象期間の 割合労働者比率 登録 登録の割合比率		
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
「0000-00-0000-0000-0000」	人	人	人
合計			
平均派遣労働者数			
過去外労派遣数			
令和 年 月 日	事業者職氏名 原生労働大臣 監		

事業者職氏名
原生労働大臣
監原生労働大臣
監

【備考】
 1. 本報告は、製合労働に従事する労働者について、1か月ごとの実効労働について行うこと。
 2. 「開設日個人一覧及び労働者登録登録者数の範囲」欄には、開設日個人ごとの名前及び
登録会社に従事する労働者登録者数を記入すること。複数の名前がある場合は、別途として記付す
ること。
 3. 「外労派遣区分」の欄は、製合労働に従事する場合、1か月を対象期間とすること(提出は、
該該外労派遣区分の外労派遣登録を記入すること)。
 4. 「合計」欄は、同一の開設日個人の外労派遣登録を記入すること。
 当該開設日個人が複数に記入すること。また、新規では、同じから対象期間の末日ま
での外労派遣登録を記入すること。

株式第六号(第61条関係)

事業者の氏名 又は会社名	事業者の住所 又は居所
使用者の氏名 又は会社名	受取人(販路者) 又は取扱い業者
使用する旨 並びに販路 の概要	販路() 販路までの距離 (キロメートル)
送達方法の 概要	運送() 運送までの距離 (キロメートル)
送達料金の 概要	送達料金()
送達の期日 の概要	年一月一日~年一月一日
分業者数	人 分業士数 分業者数 分業士数
分業区分	
送付箇所記入欄 の位置の概要	

年一月一日

事業者編込名

公職監視監督署長
様

1 「詐物届出書」の欄には、該当するもの□印を付すること。
2 「荷主」の欄には、事業者と事業者が異なる場合は、荷主の氏名又は会社名、
住所及び通称を記入すること。
3 「取扱い業者」の欄には、この項を賄田する他の業者を記入すること。

4 「送達料金」の欄には、送達料金の氏名又は会社名、住所及び通称を記入すること。
5 「搬送用」の欄には搬送物の内容、形状、大きさ、質量等を、「送付箇所記入欄
の位置」の欄には送付箇所の住所を記入して「標記する物を具体的に記
入すること。」